

環境にやさしい農業

生産農家の安全・安心への意識 消費者への安全な農産物の提供

「昔から「おいしいお米」のとれる産地として定評一

「太陽の光を浴び、丹精込めて育てられた」

茨城県北地域は、自然豊かな山々から流れ出る清流、山林を吹き抜ける澄んだ空気、そして、傾斜に富んだ地形、豊かな日射量、日中の寒暖の差が大きな気候など緑豊かな恵まれた自然条件

生産農家の想い『確かなものを届ける』地元産の良質な堆肥を使った土づくり、頻りに田んぼ・畑に通い、手間をかけ、愛情をそそぎ、健康に育てる・・・人にも、環境にもやさしい「生きものを育む農法」

1 県北地域における生産農家の取組

○ エコファーマーの認定 (～県北農林事務所管内～平成 29 年 10 月現在: 約 550 人)

- ・ 持続農業法に基づき「持続性の高い農業生産方式」の計画を作成し、県の認定を受けた農業者 (「土づくり」「化学肥料低減」「化学農薬低減」の3つの技術を一体的に取組 ⇒ エコファーマーの3つの取組)

① 土づくり

- ・ 良質な堆肥などの施用、緑肥作物の利用

② 化学肥料低減

- ・ 有機質肥料の施用、生育に合わせた肥料の施用等

③ 化学農薬低減

- ・ 温湯種子消毒、機械除草、生物農薬利用等

○ エコ農産物 (特別栽培農産物) の認証 (～県北農林事務所管内～平成 29 年 10 月現在: 栽培面積 約 230ha)

- ・ 化学合成農薬や化学肥料を削減するなど一定の条件を満たして生産された農産物 (県が認証)

<例> ～ 双方を50%以上減らして栽培 ～

- ・ 農産物を生産するとき使用される農薬の使用回数が、その地域の同時期に慣行的に行われている使用回数の

5割以下

- ・ 化学肥料の窒素成分の使用量が、栽培地が属する地域の

5割以下



2 農産物の販売等

○ 「道の駅」「直売所」等で販売 (マークが目印)



『人が食べるものをつくる責任があるから、消費者の方には、安全で安心なものを届けたい』

- ◆ 県の認証を受け、徹底した栽培管理のもとで生産

